

船舶事故等調査報告書

平成24年10月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012神第80号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成24年4月25日 18時30分ごろ	
発生場所	兵庫県姫路市坊勢島 姫路市所在の坊勢港西ノ浦西5号防波堤灯台から真方位203°820m付近 (概位 北緯34°38.5′ 東経134°31.0′)	
事故等調査の経過	平成24年7月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 砂利採取運搬船 第二 ^{やはた} 八幡丸、377トン 船舶番号、船舶所有者等 125382、新井海運有限公司	
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	プロペラに曲損、左舷船首部に凹損	
事故等の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、生コンクリート約1,000tを積載し、船首約3.6m、船尾約4.8mの喫水で船長が手動操舵により坊勢島東岸の荷揚場岸壁に着岸作業中、平成24年4月25日18時30分ごろ同岸壁付近の浅所に乗り揚げたのち、前進行きあしを止めることができないまま前進し、左舷船首部が岸壁に接触した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風速 約5m/s 海象：潮汐 低潮時	
その他の事項	船長は、本事故発生場所付近の航行経験が豊富であり、浅所があることを知っていた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、坊勢島東岸の荷揚場岸壁に着岸作業中、同岸壁付近の浅所に接近したことから、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、坊勢島東岸の荷揚場岸壁に着岸作業中、同岸壁付近の浅所に接近したため、同浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・浅所が存在する水域を航行する場合は、浅所から適切な距離を隔てて航行すること。また、潮の干満に注意すること。	